

西宮市立郷土資料館博物館実習生受入れに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 西宮市立郷土資料館(以下、「郷土資料館」という。)において、実習生を受入れる場合はこの要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 受入れの対象者は、原則として博物館学芸員資格取得を目指す学生とする。

(対象機関)

第3条 この要綱に基づき、郷土資料館に学生の実習の申請ができる機関(以下「大学等」という。)は、博物館法(昭和26年法律第285号)に基づく学芸員資格取得のための教育を行う大学等である。

(条件)

第4条 受入れの条件は次の通りとする。

- (1) 実習前に、大学等で実習に関する基礎的な指導を十分に受けていること。
- (2) 実習中、大学等の指導教官が、必要な連絡及び指導に当たること。
- (3) 実習中の実習生にかかわる一切の事故は、大学等の責任とすること。
- (4) 文化財課長が、受入れを内諾していること。
- (5) 文化財課長の指導監督に従うこと。
- (6) 原則として、すべての実習期間に出席可能であること。
- (7) その他、西宮市が必要と判断する条件を満たすこと。

(時期及び期間)

第5条 受入れの時期及び期間については、業務に支障のない範囲で文化財課長が決定する。

2 やむを得ない状況により、予定していた期間に実習が実施できないと判断される場合は、中止もしくは実習期間を振り替えて実施することがある。

(手続)

第6条 大学等の長は、実習を申請しようとするときは、所属・学年・氏名等を記載した書面(様式第1号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、郷土資料館の業務に支障がなく、適当と認めた場合に限り承諾することができる。

3 前項の承諾は、様式第2号により行うものとする。

(経費)

実習に伴い生じた材料費等の実費相当額を大学等又は実習生より徴収することができる。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れについて必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する

付則

この要綱は、令和4年10月1日から実施し、令和5年度以降に受け入れる実習生に適用する。